

1. 教員免許状・養成の在り方について (養護教諭に係る見直しのイメージ)

○現行

養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	2
	学校保健	2	1
	養護概説	2	1
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2
	栄養学 (食品学を含む。)	2	2
	解剖学・生理学	2	2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2
	精神保健	2	2
看護学 (臨床実習及び救急処置を含む。)	10	10	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1単位		
教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)			
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	3
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		
	生徒指導の理論及び方法		
教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			
教育実践に関する科目	養護実習 (学校体験活動を含む 上限2単位)	5	4
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		7	4
		計	56 42

○見直しのイメージ

強み専門性に係る内容 (10単位) を学修し合計で53単位		
養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
養護等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 衛生学・公衆衛生学 (予防医学を含む。) 学校保健 養護教育学 又は 養護教育概論 健康相談活動の理論及び方法 栄養学 (食品学を含む。) 解剖学・生理学 「微生物学、免疫学、薬理概論」 精神保健 (臨床心理学を含む。)・社会福祉 看護学 (臨床実習及び救急処置を含む。) 8単位以上 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び情報通信技術* 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。) 	26
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成* 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項 (教育法規を含む。)* 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 2単位* 教育における多様性の包摂* 生徒指導の理論及び方法 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法 教育データの活用及び人工知能* 	11
教育実習	養護実習 (学校体験活動を含む)	4
教職実践演習	教職実践演習	2

計 43

* : 中学校教諭免許状での扱いに倣うもの (免許法施行規則第66条の6についても同様)

養護教諭・栄養教諭の今後の養成・採用・研修の在り方について 議論のまとめ（案）【概要】

1. 教員免許状・養成の在り方について（栄養教諭に係る見直しのイメージ）

○現行

基礎資格

一種免許：管理栄養士免許又は
管理栄養士養成施設の課程修了
(124単位(専門82単位)～)

二種免許：栄養士免許（50単位～）



栄養に係る教育及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	
		一種免	二種免
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
	食生活に関する歴史的及び文化的事項		
	食に関する指導の方法に関する事項		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位	6	3
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	2
	教職実践演習	2	2

計 22 14

○見直しのイメージ

「強み専門性」のために追加的に修得すべき内容は設定しない
「強み専門性」は、少なくとも、管理栄養士養成施設の課程修了等の場合に設定できるものと整理
(具体的な方向性については、「強み専門性」の全体的な制度設計との整合を図るべき)

基礎資格

栄養士免許を受けていることでも許容（**管理栄養士免許保持が標準的**なものとして考える）
【参考】管理栄養士養成課程修了（124単位（専門82単位）～） 栄養士免許（50単位～）



栄養に係る教育及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
栄養に係る教育等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項 ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び情報通信技術★ ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	<p>相応の単位数を設定</p> <p>9</p>
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成★ ・教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。）★ ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 2単位★ ・教育における多様性の包摂★ ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・教育データの活用及び人工知能★ 	11
教育実習	・栄養教育実習	2
教職実践演習	・教職実践演習	2

計（目安） 24

★：中学校教諭免許状での扱いに倣うもの（免許法施行規則第66条の6についても同様）

※普通免許状の中で**一種免許状が標準的**なものとしており、二種免許状保有者は、**一種免許状へ上進する努力義務**がある。

※栄養教諭は生活習慣病の予防や肥満・痩身等の健康課題を有する児童生徒に対する**個別相談指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましい。**

※栄養教諭は生活習慣病の予防や肥満・痩身等の健康課題を有する児童生徒に対する**個別相談指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましいとする方針を維持。**

2

養護教諭・栄養教諭の今後の養成・採用・研修の在り方について 議論のまとめ（案）【概要】

1. 教員免許状・養成の在り方について（その他）

- 養護教諭の業務は他業種・他機関（SC、SSW、医療機関等）との連携や、保護者対応も重要であり、これらについて、各科目において引き続き着実に指導すること等が必要
- 栄養教諭について、家庭科をはじめとした教科の指導に関する内容や、保護者への接し方の基礎等について、現場感覚を含めた指導を行うことが有効であると考えられるところ、課程のみならず、大学での指導の質を担保するための仕組みの検討が求められる

2. 採用について（栄養教諭のみ）

- 栄養教諭の採用選考について、栄養教諭を目指す学生のモチベーションを上げられるよう、以下のような取組等が重要
 - 採用選考試験について、現場に関する内容に偏ることなく、養成課程で本来学ぶべき内容を焦点化して問うなど、内容のバランスを取る
 - 一義的には都道府県等がそれぞれ実情に応じて判断するものではあるが、学校栄養職員からの任用替えのみならず、栄養教諭としての新規採用を推進する
- 学校栄養職員ではなく、栄養教諭としての採用を促すには、今後、栄養教諭が配置されることによる効果を実態として示し、周知していくこと等が必要

3. 研修について（養護教諭・栄養教諭 共通）

- 教諭と同等の初任者等に対する研修の実施は必要
- ほぼ全ての都道府県等で養護教諭・栄養教諭を対象とした初任者研修・中堅教諭等資質向上研修に類する研修が行われているところ、これを維持し、今後も継続的な実施が求められる
- 研修の内容・方法に差が大きく、全国的な研修の質の向上が必要
- 養護教諭・栄養教諭の持つ知識・技能も時代に合わせてアップデートしていくことが必要であり、研修内容もそれを反映できるようにすることが重要
- 時間的・空間的に研修に参加しやすくするためには、不在時の体制を整備しやすくするための方策が必要。文部科学省においては、更に体制整備を充実できるよう支援を強化することが望まれる

4. その他

（教科指導について）

- 養護教諭に教科指導を任せる体制をとりやすくすることが求められる
- 栄養教諭が学校における食に関する指導の中核として活躍し、現代的な課題に対応した食育を充実するためには、単独での教科指導をはじめ学校教育により深く参画していけるような仕組みやキャリアアップを促進する方策の検討が求められる

（学校内における更なる活躍促進に向けて）

- 養護教諭・栄養教諭がそれぞれ保健や栄養の分野の専門性を有しつつ、教諭という名称からも明らかなように、他の教諭と同様に「教育職員」と位置付けられていることを踏まえ、学校現場で必要とされる能力を伸ばし、他の教師とも連携し、教科等における指導への参画を進めるとともに、学校経営・運営方針の策定への参画や学年・学級経営への参画を進めるなど、学校教育の質を向上させていくための在り方について、引き続き模索していくことが必要 3